

アンケート結果概要（民事裁判）

※ 全地裁分（各本庁及び東京地裁立川支部）についての集計。特に断りのない限り51庁についてのパーセンテージを記載。

○ 修習の意義・理念の指導への反映

全法律実務家に必要とされる基本的かつ汎用的な能力（事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等）のかん養に資するべく、数多くの事件に触れさせる、書面の形式にはこだわらずサマリー起案等を活用する、指導裁判官の講評のほか、修習生同士議論をさせるなどの方法により指導を行っているとの回答がほとんどであった。

○ 修習ガイダンス

実施率 100%

参加率 94.3%（2031人中1915人が参加）

内容 ① 修習に臨む心構え・注意事項の伝達 100%

② 自学自修の促し 84%

達成度 所期の目的を達成 90.2%

主な理由

- ・ 実務修習の円滑な導入、心構え・動機付け等に役立った
- 達成できなかった 2%
- どちらともいえない 7.8%

○ 民裁実務修習冒頭段階での修習

- ・ 合同修習（実務庁）

実施率 68.6%

内容 ・オリエンテーション・ガイダンス

・司法研修所教材DVD（一審解説）視聴等

- ・ 導入起案（研修所教官）

知識・能力の伸張を感じた 78.4%

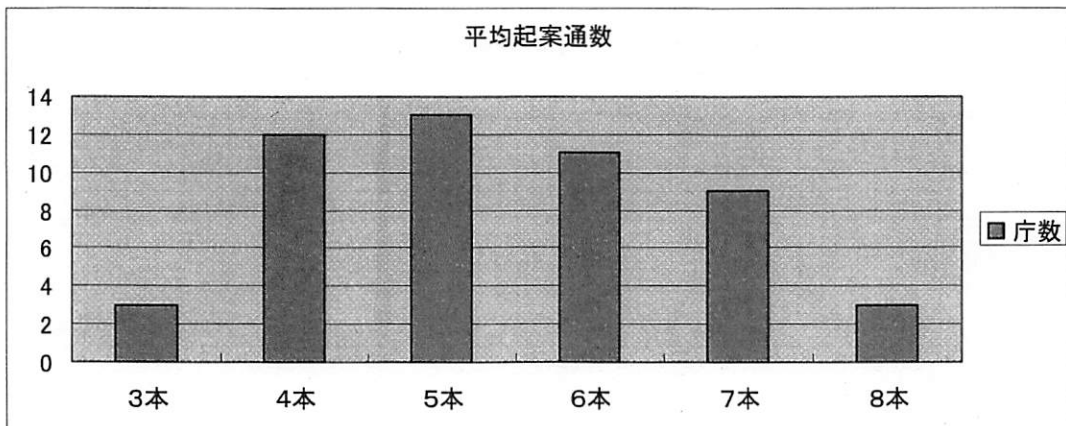
※ 残りの21.6%は導入起案前後の状況を把握していないとの回答か、回答なし

○ 実務修習開始後の合同修習

- ・ 司法研修所教材DVD（事実認定，争点整理）を用いた指導 98%
- ・ 時間外等の合同的な勉強会等（要件事実の学修等）を実施 51%
- ・ 所期の目的の達成度
所期の目的を達成 84.3%
主な理由 ・ 民事訴訟手続等の理解が深まった
・ 個別修習時の質疑や起案の趣旨・目的が整理された
どちらともいえない 13.7%（2%は回答なし）
- ・ 非訟事件（保全，執行，破産事件） 分野別実務修習で実施 90.2%
※ 残りの9.8%は選択型実務修習で実施

○ 部における修習

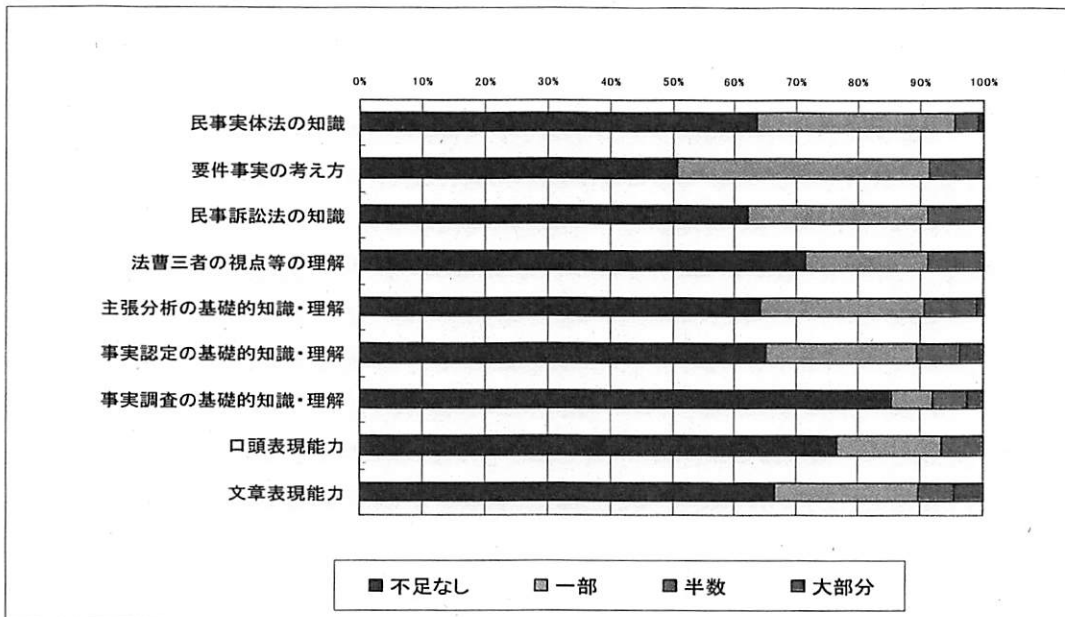
- ・ 平均起案通数（サマリー起案，リサーチペーパー起案，判決全文起案等）



- ・ 既済記録も利用 78.4%
- ・ サマリー起案を優先 100%
- ・ 併せて判決起案を実施 37.2%
※ ただし，事案や修習生の意欲・能力を勘案しつつ，1件程度割り当てるとする庁が多数。
- ・ 同一の記録を複数の修習生に起案させている 94.1%

○ 分野別実務修習総括

・ 修習開始時の知識・能力の不足



※ 知識・能力の不足についての指摘を受けた修習生数を反映させるため、庁数ではなく、指摘を受けた各庁に配置された修習生数の合計の割合を示した。

・ クールによる違い（41庁が回答）

違いがある 56.1%

主な理由：クールを経るに従って不足を感じるものが少なくなった。

違いがない 43.9%

主な理由：修習生個人の資質の差によるところが大きい

・ 冒頭段階でのカリキュラムの効果（40庁が回答）

不足を補えた 32.5%

補えなかった 67.5%

主な理由：短期間での底上げは難しいし、全体講義での底上げにも限界あり

修習生個人の資質によるところが大きい

→ 更に必要な冒頭カリキュラムとして（11庁が回答）

事実認定・事実調査の講義等・・・4庁

自学自修・・・・・・・・・・4庁

教官による講義・前期修習・・・3庁

・ 民裁修習終了時の修習生の知識・能力修得状況

必要となる知識・能力を修得したと感じた 78.4%（40庁）

※ 修得したと感じないとの回答（9庁）は、個人差とする庁（3庁）を除くと理由記載なし（6庁）

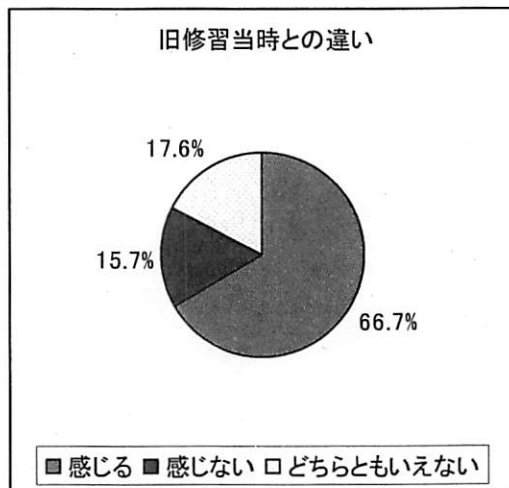
○ 選択型実務修習

・ 提供プログラム

- ① 民裁深化型 50 庁
- ② 非訟事件等 43 庁
- ③ 専門部・集中部 5 庁
- ④ 模擬裁判 16 庁
- ⑤ その他 5 庁

○ 司法修習生の状況等

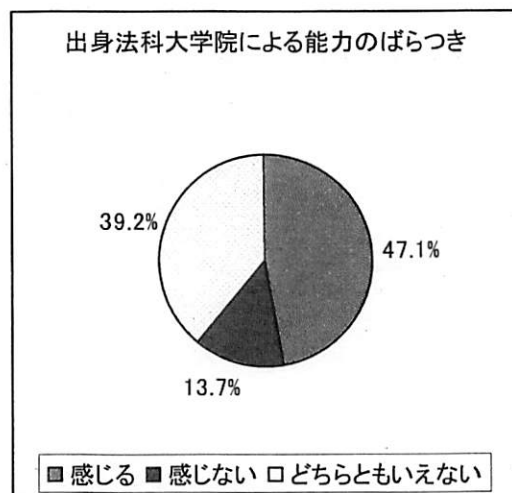
・ 旧修習との比較



新修習生についての意見の例

- ・真面目だが積極性が乏しい
 - ・修習生間の差が広がった
- など

・ 出身法科大学院による修習生の能力等のばらつき



感じるとした意見

- ・上位校出身者は要件事実を含めてかなり学習しており、優れた能力を備えた層が多いが、中位校・下位校出身者の中には要件事実等について十分な教育を受けていないのではないかと感じる者がいる

以上